○農林水産省告示第千七百九十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月二十日農林省告示第八十七号（地すべり防止区域を指定する件）、昭和五十六年二月十八日農林水産省告示第二百十一号（地すべり防止区域を指定する件）及び昭和五十八年三月二十三日農林水産省告示第三百三十号（地すべり防止区域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十一年十二月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　新潟県奈良立地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線、標柱六号から大田川左岸官民地境界に沿って標柱七号に至る線、標柱七号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号から既指定区域（国土交通省所管濁地区）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県十日町市

竹所字大明ゐ５７９３番　標柱一号
〃　字居村５２９３番　標柱二号
室野字竹所沢５１０３番１　標柱三号
〃　字上ノ山９８８４番　標柱四号
〃　４７７０番　標柱五号
〃　４７２２番１　標柱六号
〃　字北倉７６３７番　標柱七号
〃　７５２８番　標柱八号
〃　字東向７１３９番　標柱九号

二　新潟県室野第二地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から濁川右岸官民地境界線に沿って標柱二号に至る線、標柱二号から既指定区域（国土交通省所管安入堂地区）の境界線に沿って標柱三号に至る線、標柱三号から標柱六号までを順次結んだ線、標柱六号から既指定区域（奈良立地区）の境界線に沿って標柱七号に至る線、標柱七号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱十号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県十日町市

室野字粒山３１０１番６　標柱一号
〃　字安入堂３９９６番１　標柱二号
〃　４１９１番　標柱三号
〃　４１９５番　標柱四号
〃　４１２５番１　標柱五号
〃　字上ノ山４７７０番　標柱六号
竹所字居村５２９３番　標柱七号
室野字粒山３３８３番　標柱八号
〃　３４１５番　標柱九号
〃　３２７４番　標柱十号

三　新潟県濁南地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線、標柱四号から濁川右岸官民地境界線に沿って標柱五号に至る線、標柱五号と標柱六号を結んだ線及び標柱六号から既指定区域（国土交通省所管濁地区）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県十日町市室野

字東向７１３９番　標柱一号
字高場７１９７番　標柱二号
字白岩７４５４番２　標柱三号
〃　７２７４番２　標柱四号
字袖山６９１９番１　標柱五号
字西向６８０３番２　標柱六号

○農林水産省告示第千七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字宮園字唐笠一四四七（次の図に示す部分に限る。）、一四四八、字上奥山一五一二の二、一五一二の四から一五一二の六まで、一五一二の一四、一五一二の一五、一五一二の二〇、一五一二の二三、一五一二の二四、一五一二の二五（次の図に示す部分に限る。）、一五一四、字下奥山一五二四の二、一五二四の三（次の図に示す部分に限る。）、一五二四の四、一五二四の一六、一五二四の一七、一五二四の一九、一五二四の二五、一五二五、一五二六、耶馬溪町大字樋山路字堂ケ迫四三九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三百五十一号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Bのグループ Ⅲ、附属書Cのグループ I及び附属書Eのグループ I に属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

平成二十一年十二月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

○国土交通省告示第千三百三十六号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、平成二十一年十二月十七日から平成二十一年十二月二十四日までとする。

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第三項の規定により、昭和三十八年建設省告示第千四百四十七号で指定した新潟県濁地すべり防止区域を廃止する。

平成二十一年十二月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第千三百三十八号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十一年国土交通省告示第九百五十九号を参照。）

エプロン

面積　二百二十四万八千五十四平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十二年二月十一日

○国土交通省告示第千三百三十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

第四項の表秋田ＩＬＳの項中「秋田空港及びその周辺」を「秋田空港内」に、「平成21年９月24日から平成21年12月16日まで供用休止」を「平成21年12月17日から供用再開」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百三十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十一年十二月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　新潟県濁地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を濁川右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

新潟県十日町市

室野

字川下　六〇〇四番　一号
字池田　八〇三九番　五号
字東向　七一三九番　六号
字上向　七〇五八番　七号
字西向　六八〇三番二　八号
六七四一番　九号
字蛭池　六六三三番一　十号

竹所

字大明ゐ　五八四三番　二号
五八六四番　三号
五七九三番　四号